

第 1 編 総 論

第 1 章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、県の責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ

(1) 県の責務

県は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）又は緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び青森県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）又は緊急対処事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、県の区域において関係機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有する。

(2) 県国民保護計画の位置づけ

県は、その責務にかんがみ、国民保護法第 34 条の規定に基づき、県国民保護計画を作成する。

(3) 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画においては、次に掲げる事項について定める。

- ① 県の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 県が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 市町村の国民の保護に関する計画及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- ⑤ 国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑥ 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑦ 県の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置に関し知事が必要と認める事項

第 1 編 総論

2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

第 4 編 国民生活の安定その他の措置

第 5 編 復旧等

資料編

3 県国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 県国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置又は緊急対処保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、政府における国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更に当たっては、県国民保護計画の作成時と同様、国民保護法第 37 条第 3 項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議した後、県議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年 9 月 15 日政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は不要である）。

4 市町村国民保護計画

市町村は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、市町村の区域において関係機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有することから、基本指針を踏まえ、県国民保護計画に基づき、市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）を作成するものとし、この場合において、市町村国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

国民保護法施行令で定める軽微な変更を除き、市町村国民保護計画の変更についても同様とする。

5 指定地方公共機関国民保護業務計画

指定地方公共機関は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民保護法で定めるところにより、その業務について、国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施する責務を有することから、基本指針を踏まえ、県国民保護計画に基づき、指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）を作成するものとし、この場合において、自主的にこれを行うものとし、その国民保護業務計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

指定地方公共機関国民保護業務計画の変更についても同様とする。

第1編 総論

第2章 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置又は当該緊急対処保護措置を実施するため必要最小限のものに限り、公用令書の交付等公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民に対し、武力攻撃等又は緊急対処事態における攻撃等の状況、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、正確な情報を適時にかつ新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関との間における相互の連携協力を確保するため、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置については、放送の自

律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等又は緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等の要配慮者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置又は緊急対処保護措置に協力する者に対しては、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、安全の確保に十分に配慮するものとする。

9 本県の特性を踏まえた国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に係る特別な配慮

県は、次に掲げる本県の地理的及び社会的特性を踏まえつつ、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、平素から必要な体制の整備に努める。

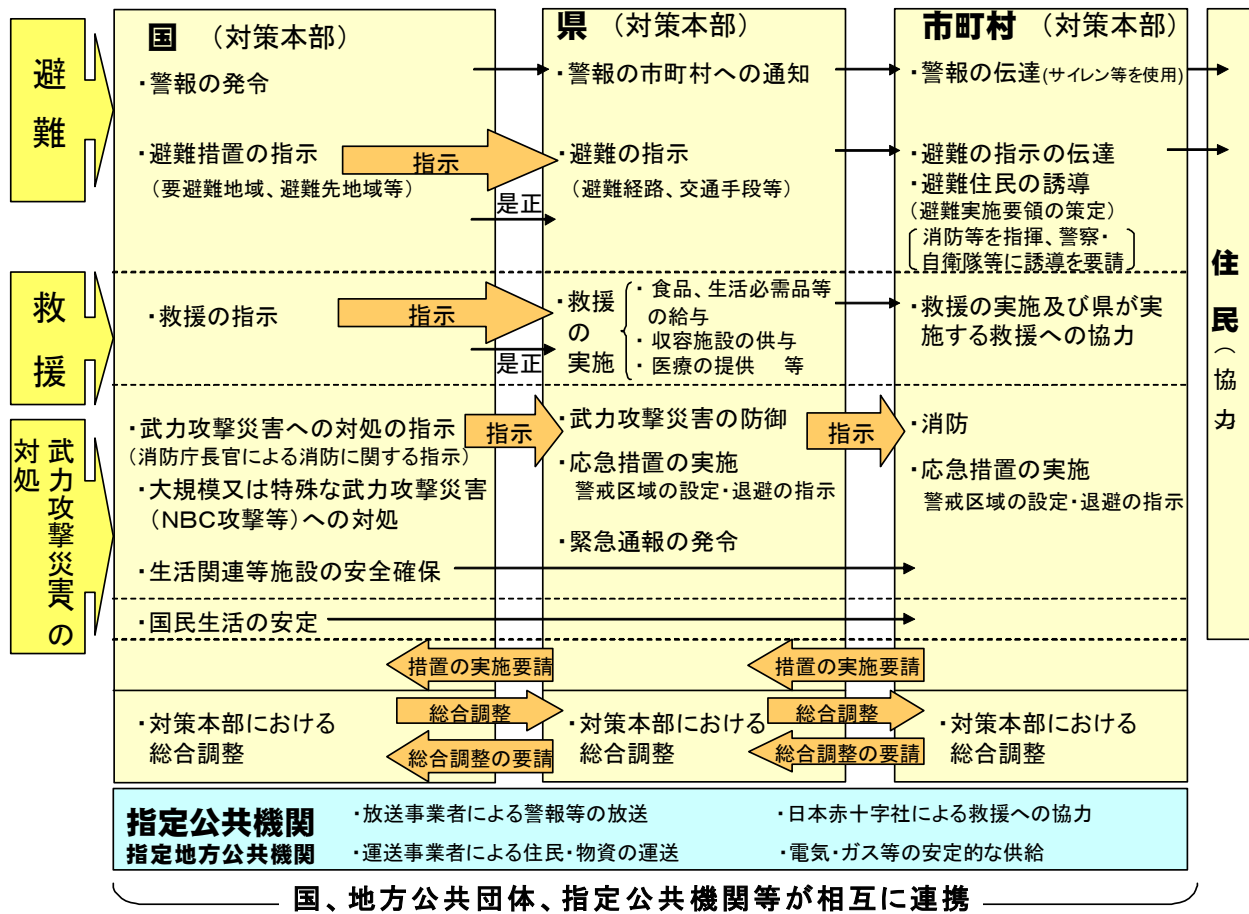
- (1) 積雪寒冷地であること
- (2) 原子燃料サイクル施設等及び原子力発電所が立地していること
- (3) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の各自衛隊施設及び在日米軍施設が配置されていること

第1編 総論

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱等について、以下のとおり定める。

国民保護措置又は緊急対処保護措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施について、県、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部又は県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

第 1 編 総論

【市町村】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 町 村	1 市町村国民保護計画の作成 2 市町村国民保護協議会の設置、運営 3 市町村国民保護対策本部又は市町村緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整 その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集 その他の武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置又は緊急対処保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
東北防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
東北総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東北財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
函館税関	1 輸入物資の通関手続
東北厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
青森労働局	1 被災者の雇用対策

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北農政局	1 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
東北森林管理局	1 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害対策用復旧用資材の調達・供給
東北経済産業局	1 工業用水道の応急復旧対策 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安監督部 東北支部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
東北地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
東北運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
仙台管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第二管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	1 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置の支援等

第 1 編 総論

【指定公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
東日本高速道路株式会社	1 道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

【指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
公益社団法人青森県医師会	1 医療の確保
〔ガス事業者〕 青森ガス株式会社 八戸ガス株式会社 弘前ガス株式会社 十和田ガス株式会社 五所川原ガス株式会社 黒石ガス株式会社 一般社団法人青森県エルピーガス協会	1 ガスの安定的な供給
〔運送事業者〕 弘南鉄道株式会社 津軽鉄道株式会社 青い森鉄道株式会社 公益社団法人青森県バス協会 岩手県北自動車株式会社 下北交通株式会社 十和田観光電鉄株式会社 弘南バス株式会社 公益社団法人青森県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
〔放送事業者〕 青森放送株式会社 株式会社青森テレビ 青森朝日放送株式会社 株式会社エフエム青森	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
青森県道路公社	1 道路の管理

2 関係機関の連絡先、連絡方法等

県、市町村、指定行政機関、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関等関係機関の連絡先、連絡方法等については、資料編に記載する。

第 1 編 総論

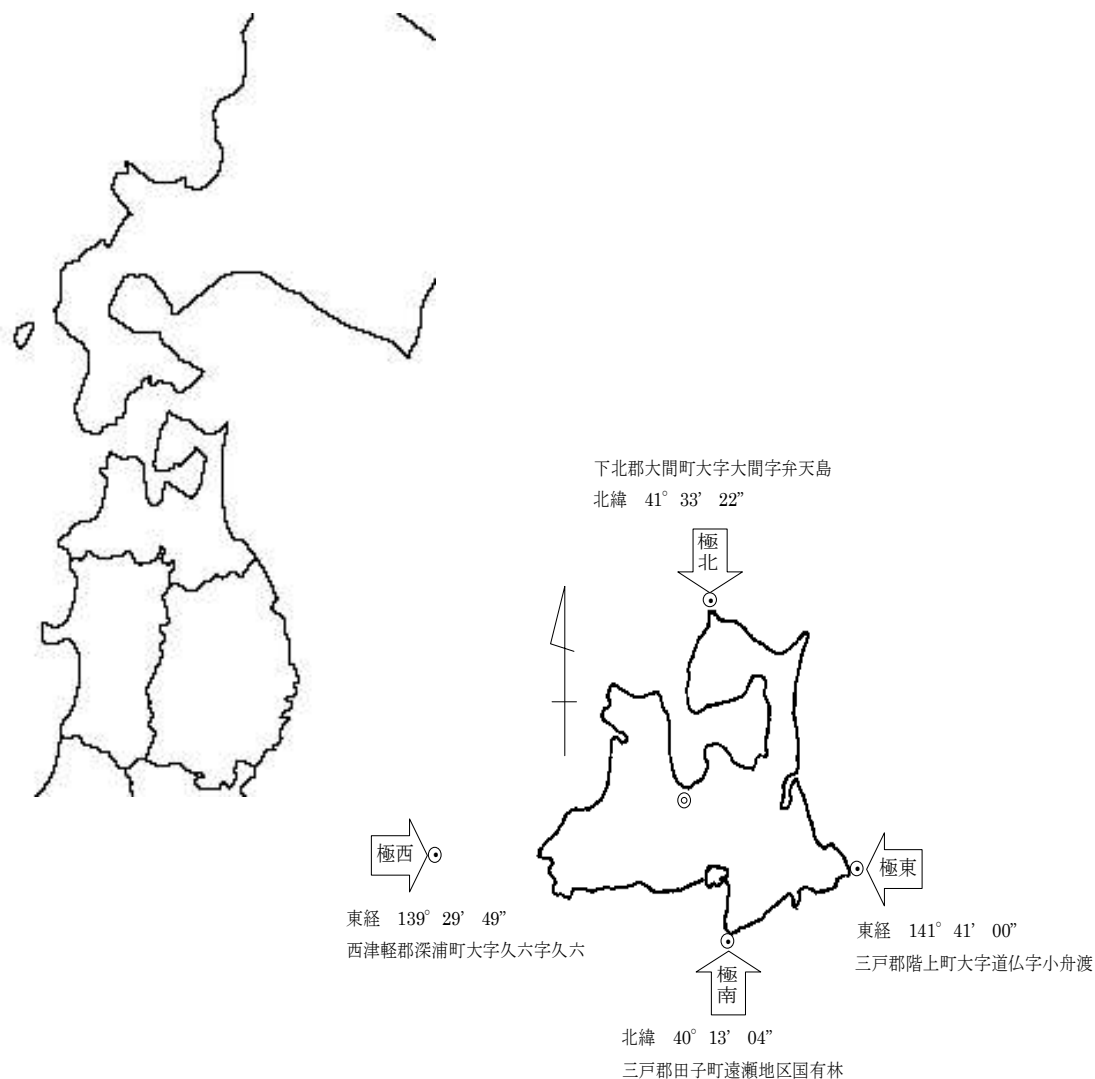
第 4 章 県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について定める。

1 位置

本県は、本州の最北端に位置し、東は太平洋、西は日本海、北は津軽海峡と、三方海に囲まれ、南は秋田、岩手両県に接している。

これを経緯度で見ると、東経 139 度 29 分 49 秒（深浦町久六島）から東経 141 度 41 分 00 秒（階上町大字道仏）まで、北緯 40 度 13 分 04 秒（田子町夏坂）から北緯 41 度 33 分 22 秒（大間町弁天島）までの区域にあり、東西約 155 km、南北約 140 km にわたる範囲である。



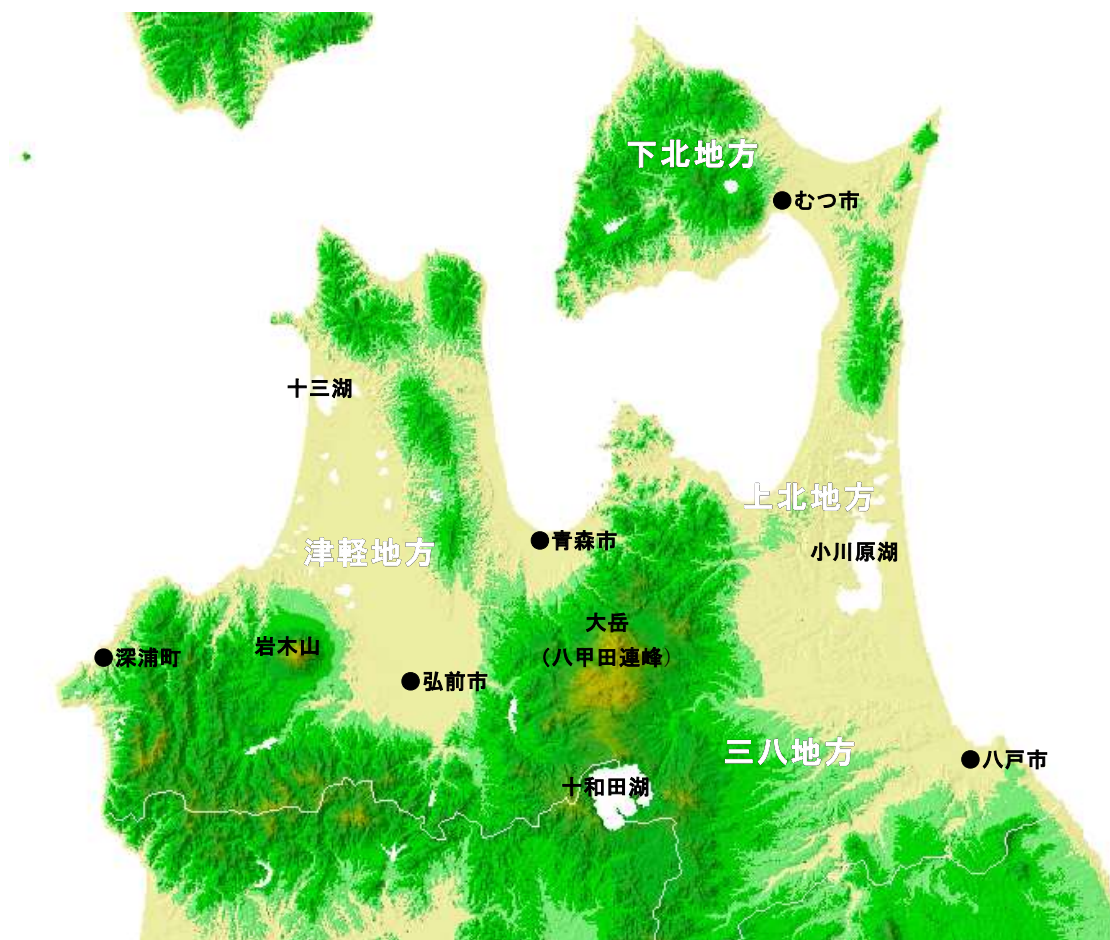
2 地形

東北地方の中央を南北に走る奥羽山脈は、県内中央部の山地を形成し、西側に津軽地方、東側に三八、上北地方を形成している。上北地方から北側に下北半島がまさかり状となって突き出し陸奥湾を抱いている。

中央山地及び西部山地は、比較的標高の高い山岳からなり、火山群を擁し秋田県境には陥没による十和田湖、八甲田連峰（大岳 標高1,584m）のほか西部には岩木山（標高1,625m）があり、本県の代表的山群を形成している。

津軽半島山地及び下北半島山地は、ともに標高が500mから800m級の連なった山岳から成り、海岸線に近く張り出している。

東部地域は、中央山地から太平洋にいたるまで丘陵地や台地が開けており、低地においては小川原湖等の湖沼群がある。

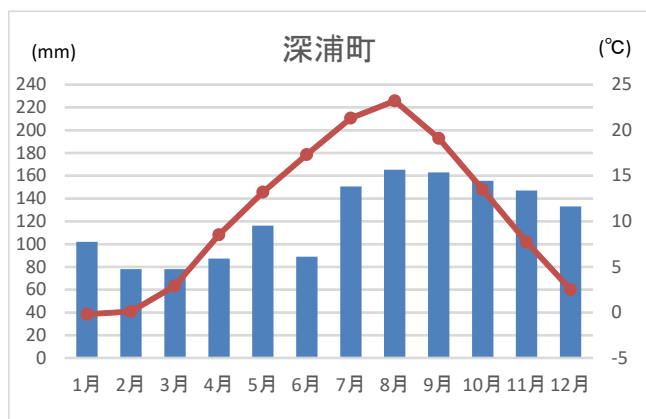
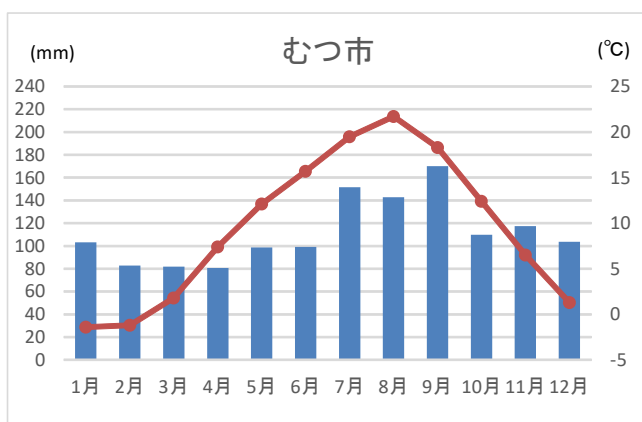
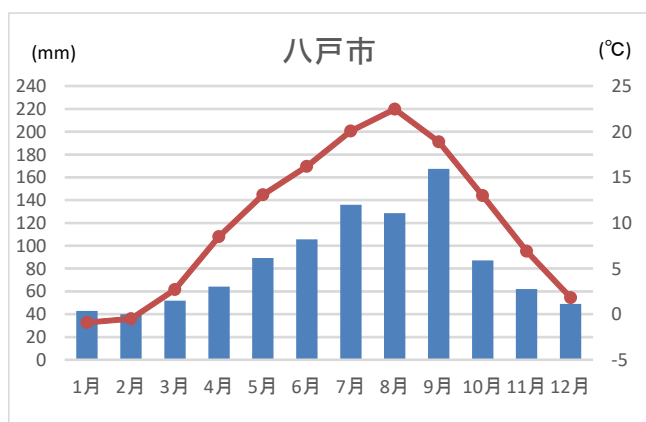
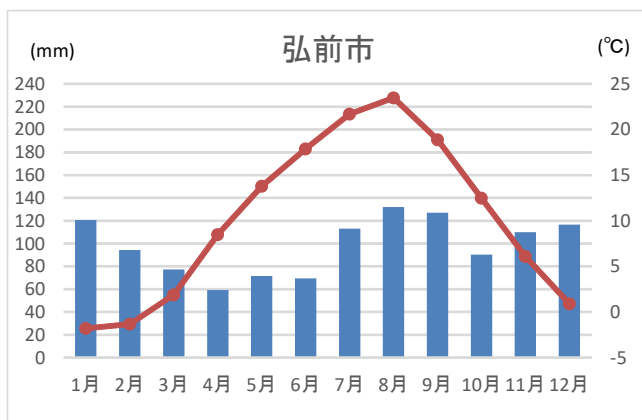
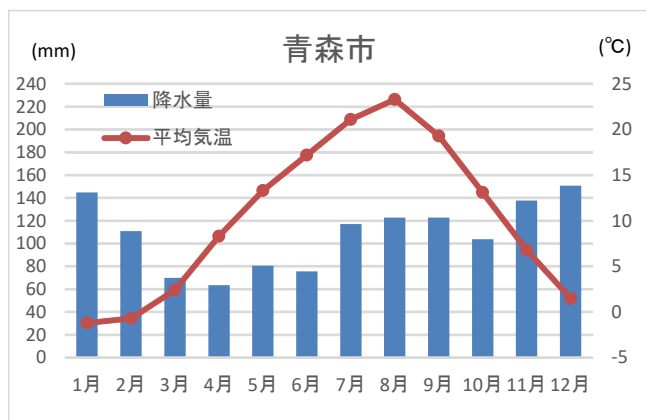


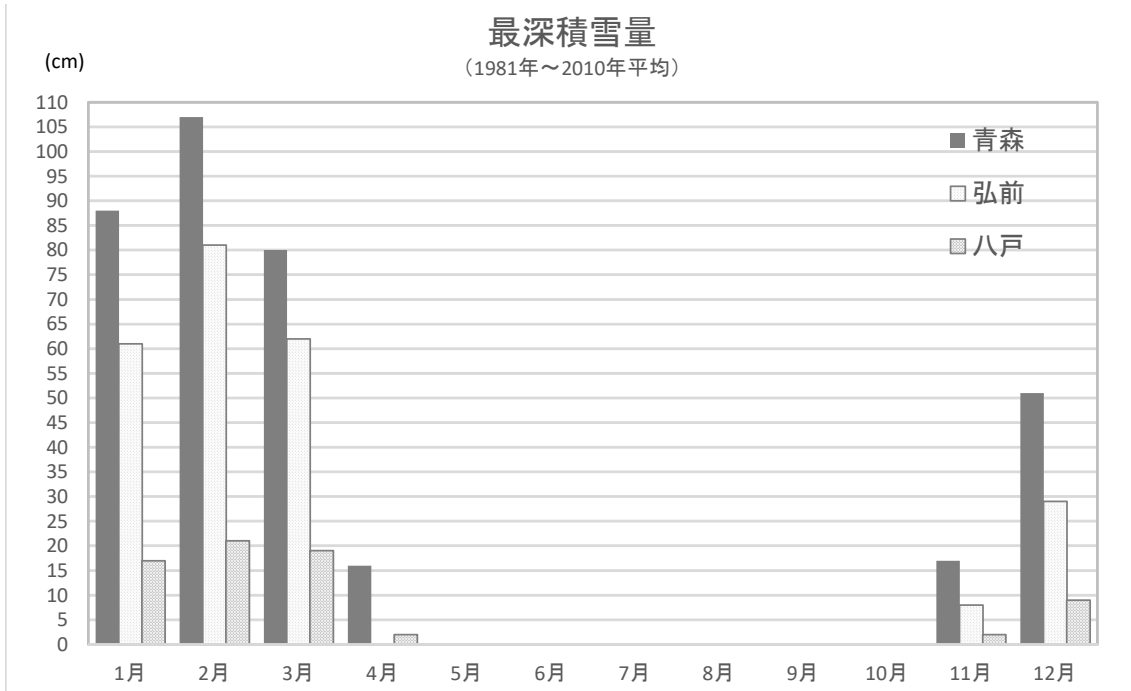
第1編 総論

3 気候

県内は、全域にわたって積雪寒冷地に属しているが、山脈、半島、陸奥湾など地形的な複雑さや海流の関係で、太平洋側と日本海側及び陸奥湾沿岸等、地域によって気温差がある。

一般に、日本海側は、対馬海流の影響で太平洋側に比べ温暖である。しかし、冬は季節風を強く受け、積雪地帯となっている。太平洋側では、春の終わりから夏にかけて吹く偏東風（通称やませ）のため低温の日が多く、冷害に見舞われやすい。



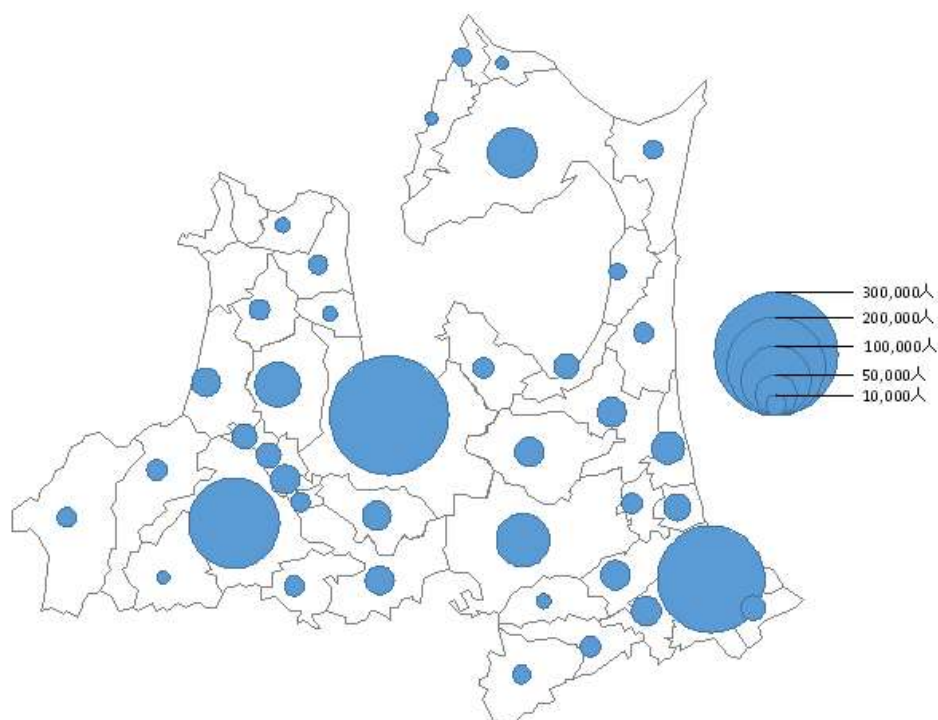


※降水量、平均気温及び最深積雪量については、平年値（統計期間1981～2010年）。

4 人口分布

県の人口は約130.8万人であり、そのうち県都の青森市（約28万7千人）、東部の八戸市（約23万1千人）、西部の弘前市（約17万7千人）に約半数が集中している。

○人口分布図（H27.10.1現在 国勢調査）



第1編 総論

5 道路の位置等

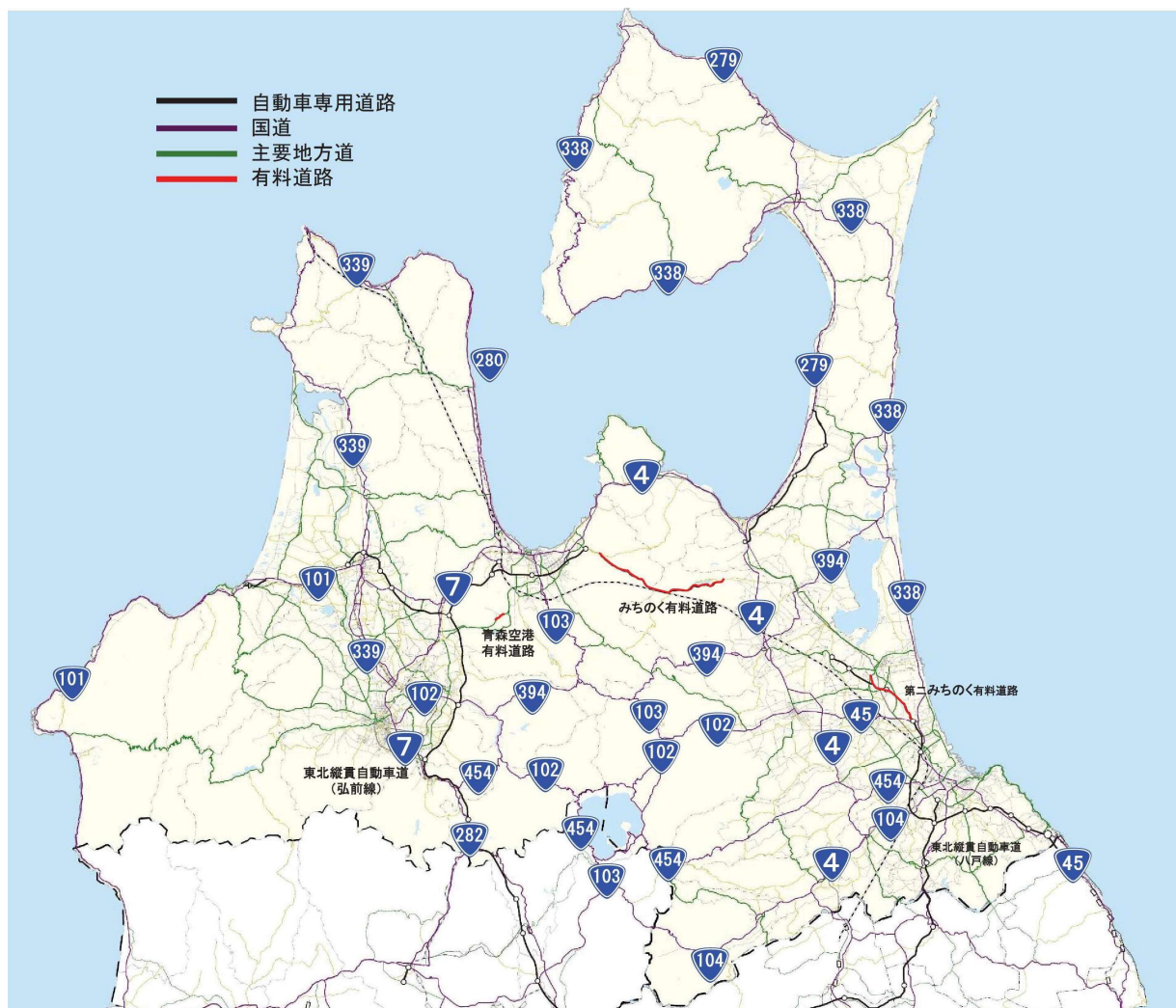
本県の道路は、東北縦貫自動車道の高速道路をはじめ、国土交通省直轄国道である国道4号、国道7号、国道45号、国道101号（一部）、国道104号（一部）の各線と、県管理の国道101号（一部）、国道102号、国道103号、国道104号（一部）、国道279号、国道280号、国道282号、国道338号、国道339号、国道340号、国道394号、国道454号の合計15路線からなる一般国道、主要地方道47路線及び地方生活圈道路の一般県道185路線が有機的に連結したネットワークを形成している。

秋田県とは、東北縦貫自動車道弘前線、国道7号、国道101号等で結ばれ、岩手県とは、東北縦貫自動車道八戸線、国道4号、国道45号等で結ばれている。

冬期は、一般国道、主要地方道及び一般県道において、36路線の49箇所が閉鎖され、その区間距離は487kmに及ぶ。

(冬期閉鎖の区間の例)

- 一般国道102号 平川市温川から十和田市惣辺までの間
十和田市青樺山から十和田市子ノ口までの間
- 一般国道103号 青森市酸ヶ湯から十和田市谷地までの間

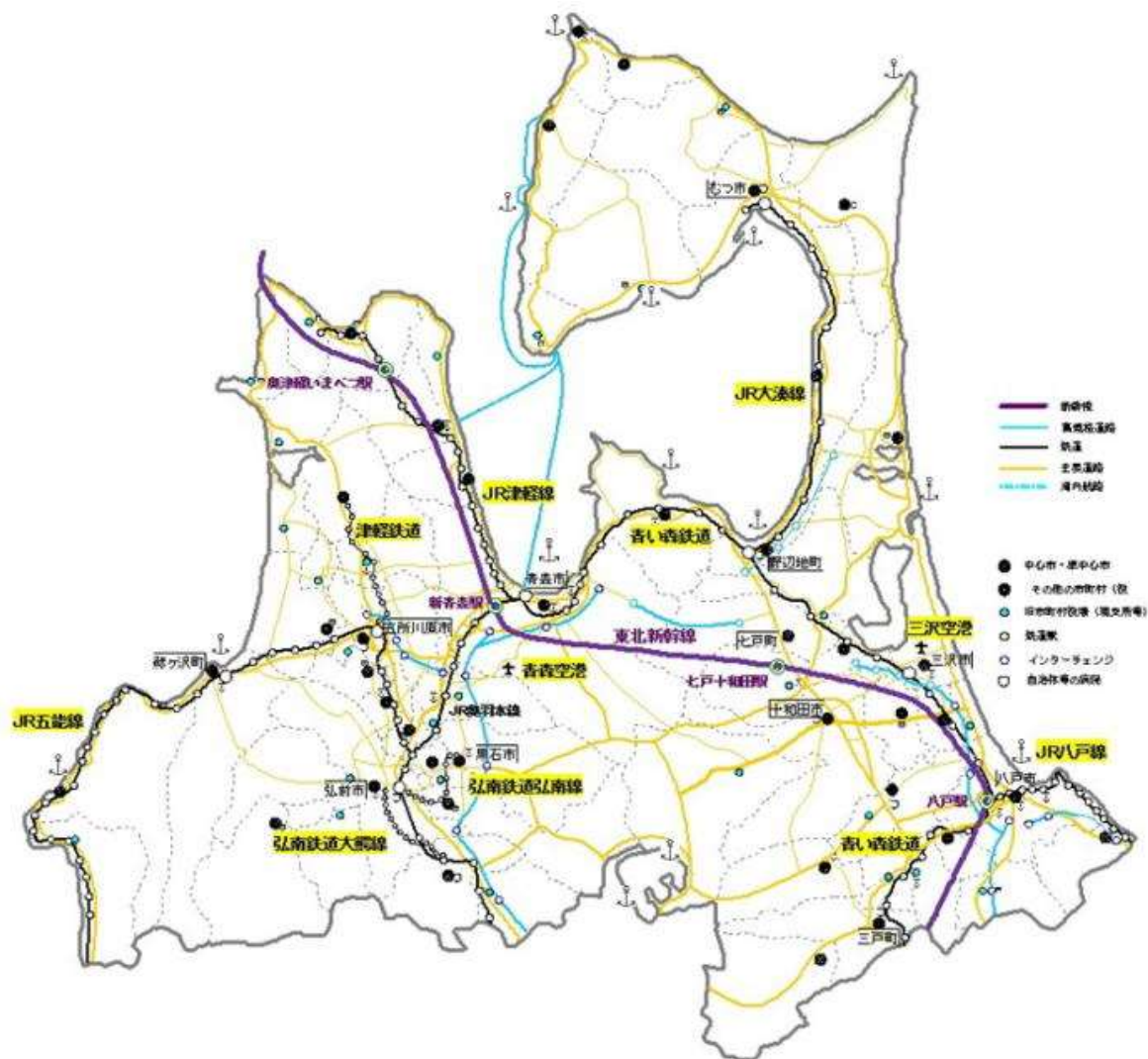


6 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、東京駅から新青森駅を結ぶ東北新幹線と、新青森駅から新函館北斗駅を結ぶ北海道新幹線が走っている。また、東日本旅客鉄道（株）の在来線の奥羽本線、大湊線、五能線、津軽線及び八戸線の5路線のほか、その他の私鉄である津軽鉄道、弘南鉄道及び青い森鉄道が県内各都市を接続している。

空港は、青森市に青森空港があり、札幌、東京、名古屋、大阪、ソウル、天津の6路線が就航しているほか、三沢市に三沢空港があり、東京、大阪、札幌の3路線が就航している。

また、本県が管理する港湾は、重要港湾が青森、八戸、むつ小川原港の3港、地方港湾が大湊、小湊、野辺地、川内、大間、尻屋岬、深浦、休屋、子ノ口、七里長浜、仏ヶ浦港の11港、合わせて14港となっている。



第 1 編 総論

7 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

石油コンビナート等災害防止法に基づき、青森地区（青森市）、八戸地区（八戸市）及びむつ小川原地区（六ヶ所村）が石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。

8 原子燃料サイクル施設等及び原子力発電所の状況

六ヶ所村に日本原燃（株）のウラン加工施設、MOX燃料加工施設、再処理施設、放射性廃棄物埋設施設及び放射性廃棄物管理施設の原子燃料サイクル施設等が、東通村に東北電力（株）の東通原子力発電所が、むつ市にリサイクル燃料貯蔵（株）の使用済燃料貯蔵施設が所在している。

施設区分		施設名	所在地
原子燃料 サイクル 施設	ウラン加工施設	日本原燃（株）ウラン濃縮工場	六ヶ所村
	MOX燃料加工施設	日本原燃（株）MOX燃料工場	
	再処理施設	日本原燃（株）再処理工場	
	放射性廃棄物埋設施設	日本原燃（株）低レベル放射性廃棄物埋設センター	
	放射性廃棄物管理施設	日本原燃（株）高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	
使用施設		（公財）核物質管理センター六ヶ所保障措置分析所	
発電用原子炉施設		東北電力（株）東通原子力発電所	東通村
使用済燃料貯蔵施設		リサイクル燃料貯蔵（株）リサイクル燃料備蓄センター	むつ市

なお、大間町に電源開発（株）の大間原子力発電所が建設中である。

9 自衛隊施設の配置状況

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の各司令部等が配置されるなど、県内各地に自衛隊施設が配置されている。

(1) 陸上自衛隊

青森市、弘前市及び八戸市に各駐屯地があり、青森駐屯地に青森県、岩手県及び秋田県を管轄する第9師団司令部が配置されている。

(2) 海上自衛隊

大湊港に青森県及び北海道を管轄する海上自衛隊大湊地方隊の総監部があり、八戸航空基地に、自衛艦隊航空集団第2航空群が配置されている。

(3) 航空自衛隊

航空自衛隊三沢基地に、北東北及び北海道を管轄する北部航空方面隊の司令部があり、第3航空団等が配置されている。

10 在日米軍施設の配置状況

三沢飛行場を中心に三沢対地射爆撃場等からなる米軍三沢基地や車力通信所が配置されており、米軍の陸、海及び空の 3 軍が駐留している。

三沢飛行場は、米軍と航空自衛隊が共同使用しているほか、民間航空も使用している。

第 1 編 総論

第 5 章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態又は緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態は、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態である。

(1) 武力攻撃事態の類型

県国民保護計画においては、武力攻撃事態の類型として、以下に掲げる 4 類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

これらの 4 類型の特徴及び留意点は、基本指針において次のとおり示されている。

① 着上陸侵攻

特 徴	<ul style="list-style-type: none">○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。
留意点	<ul style="list-style-type: none">○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事の緊急通報の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

③ 弾道ミサイル攻撃

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

④ 航空攻撃

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ○ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
----	---

第 1 編 総論

留意点	○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。
-----	--

(2) NBC 攻撃の場合の対応

特殊な対応が必要であるNBC攻撃の場合の対応等については、基本指針において次のとおり示されている。

種別	想定
1 核兵器等	<p>○核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらず。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</p> <p>○放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</p> <p>○ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害を</p>

	<p>もたらずことから、これらに対する対処が必要となる。</p> <p>○核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染（防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p>
2 生物兵器	<p>○生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>○生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</p> <p>○したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</p>
3 化学兵器	<p>○一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有の臭いがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>○このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p>

2 緊急対処事態

緊急対処事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要な事態である。

県国民保護計画においては、緊急対処事態として、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ・原子力事業所等の破壊
- ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

第 1 編 総論

- ・危険物積載船への攻撃
- ・ダム破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
 - ・列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - ・水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - ・弾道ミサイル等の飛来